

名古屋市公報	平成31年 2月27日 第1297号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第71号) 3
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第72号) 5
○ 名古屋都市計画道路事業の認可	(緑土・道路建設課)	(第73号) 6
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課)	(第74号) 7
○ 有料公園施設の無料開放について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第75号) 9
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク世界の熱帯果樹温室の無料開放について	(緑土・農業センター)	(第76号) 10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第77号) 11
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第78号) 12
○ 生活保護法による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第79号) 14
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第80号) 15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第81号) 19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第82号) 20
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第83号) 22
○ 有料公園施設等の無料開園について	(緑土・緑地管理課)	(第84号) 23
○ 名古屋市場輝荘の開館時間の変更について	(観光・歴史まちづくり推進室)	(第85号) 24
○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第86号) 25

○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第87号)	27
○ たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について	(消防・規制課)	(第88号)	29

監 査 公 表

○ 平成31年監査公表		(第1号)	31
-------------	--	-------	----

名古屋市告示第71号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成31年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市南区弥次エ町 2丁目 9番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

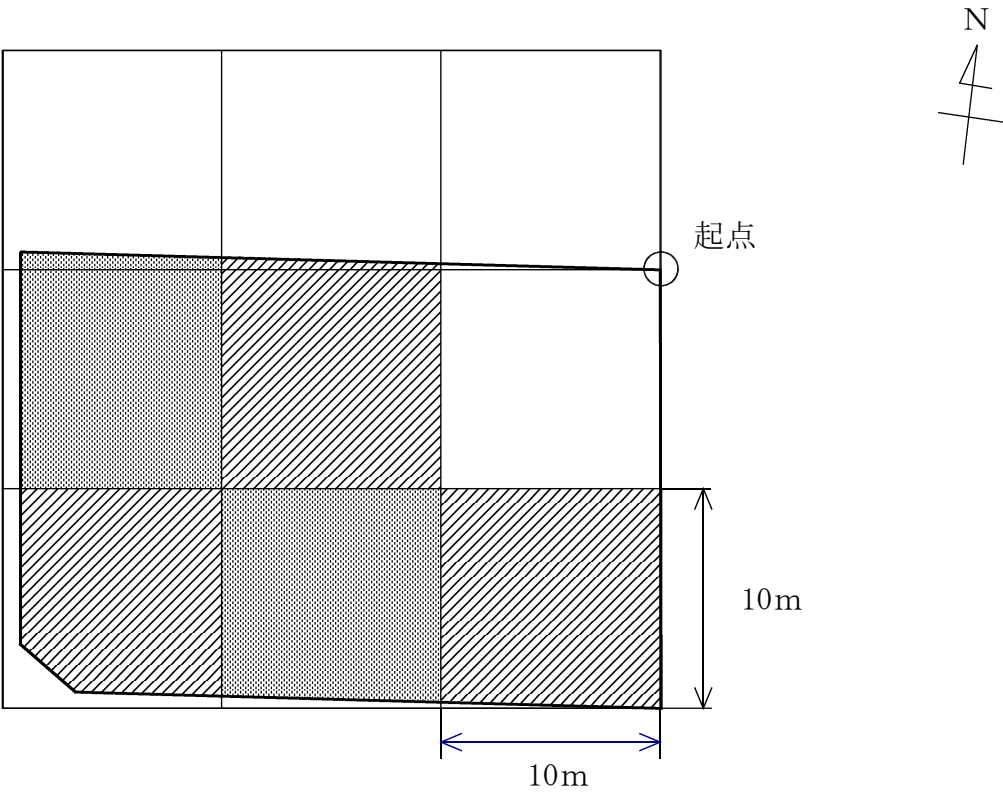
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

南区弥次エ町 2丁目 9番 1



凡例

-  : 調査対象地（筆の全部）
-  : 形質変更時要届出区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第72号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

平成31年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

3・2・53号東志賀町線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 7階

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

3 縦覧期間

平成31年 2月18日から平成47年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第73号

名古屋都市計画道路事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画道路事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成31年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 3・2・53号東志賀町線

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市北区楠味鋤四丁目、楠味鋤五丁目及び東味鋤一丁目並びに守山区川西二丁目地内

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

名古屋市告示第74号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成31年2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域 北区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
6月4日（火）	杉村小学校（北門：特別活動室）
6月6日（木）	北中学校（西門：金工室）
6月10日（月）	宮前小学校（東門：特別活動室）
6月11日（火）	北陵中学校（西門：地域スポーツセンター談話室）
6月13日（木）	楠中学校（北西門：木工室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の

場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第75号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の2第1項第2号の規定により、天皇陛下御在位三十年記念慶祝事業の実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料開放しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

東山公園動植物園

東山公園展望塔

2 期日

平成31年 2月24日

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第76号

名古屋市東谷山フルーツパーク世界の熱帯果樹温室の無料開放について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第4条第2項及び名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第5条第2項第8号の規定により、天皇陛下御在位三十年記念慶祝事業の実施に伴い、次のとおり名古屋市東谷山フルーツパーク世界の熱帯果樹温室を無料開放します。

平成31年 2月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 無料開放する期日

平成31年 2月24日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第77号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 2月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人宏潤会 名古屋市南区白水町 9番地	大同老人保健施設 名古屋市南区白水町 9番地	平成31年 1月 7日

2 介護予防短期入所療養介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人宏潤会 名古屋市南区白水町 9番地	大同老人保健施設 名古屋市南区白水町 9番地	平成31年 1月 7日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第78号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 2月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
すぎうら歯科クリニック	名古屋市中村区太閤通 4丁目19番地	平成31年 1月 1日
みかん山調剤薬局	名古屋市瑞穂区蜜柑山町 2丁目 9番地 地の 3	平成30年 9月 8日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
水谷歯科	名古屋市中村区名駅三丁目22番 8号	平成30年 11月 3日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第79号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 2月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社エル・シー・エス 名古屋市名東区上社四丁目89番地	小規模多機能ホームライフケア山根 名古屋市天白区山根町 202番地	平成31年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第80号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 2月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社和らい
介護事業者の所在地		名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
介護事業所の名称		訪問介護事業所幸の運び
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区尾崎山二丁目1302番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
変更年月日		平成31年 1月 1日

介護事業者の名称		合同会社L L C 晃真コーポレーション
介護事業者の所在地		愛知県尾張旭市晴丘町東58番地 1
介護事業所の名称		シーアイ訪問介護事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区一社一丁目28番地の 1
	新	名古屋市名東区藤森西町 612番地

変 更 年 月 日	平成31年 2月 1日
-----------	-------------

2 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社リィヴアルコーポレーション	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中川区上流町 2丁目48番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	リィヴアル若葉	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区若葉通 1丁目21番地
	新	名古屋市北区長田町 2丁目33番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年12月 1日	

3 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 所 の 名 称	永井医院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区名港一丁目19番13号
	新	名古屋市港区名港一丁目20番10号
変 更 年 月 日	平成31年 1月 1日	

4 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 事 業 所 の 名 称	永井医院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区名港一丁目19番13号
	新	名古屋市港区名港一丁目20番10号
変 更 年 月 日	平成31年 1月 1日	

5 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 事 業 所 の 名 称	永井医院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区名港一丁目19番13号
	新	名古屋市港区名港一丁目20番10号
変 更 年 月 日	平成31年 1月 1日	

6 居宅介護支援

介護事業者の名称		株式会社トラシア
介護事業者の所在地		名古屋市中村区大秋町 1丁目15番地
介護事業所の名称		ケアプランあいわ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区黄金通 2丁目50番地
	新	名古屋市中村区大秋町 1丁目15番地
変更年月日		平成30年10月 1日

介護事業者の名称		一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
介護事業者の所在地		名古屋市中村区豊国通 1丁目14番地
介護事業所の名称	旧	名古屋市港区ケアマネジメントセンター
	新	名古屋市港・熱田ケアマネジメントセンター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区港栄二丁目 6番32号
	新	名古屋市港区港栄三丁目 4番13号— 1
変更年月日		平成31年 1月 1日

介護事業者の名称		株式会社クロックワイズ
介護事業者の所在地		名古屋市港区宝神五丁目 409番地
介護事業所の名称		ケアプランいっぽ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区善進本町 214番地
	新	名古屋市港区宝神五丁目 409番地
変更年月日		平成29年 1月 1日

介護事業者の名称		株式会社輪華
介護事業者の所在地		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1901番地の 1
介護事業所の名称		優輪ケアプラン
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区天子田三丁目 110番地
	新	名古屋市守山区脇田町1701番地の 1
変更年月日		平成31年 1月 1日

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社和らい
介護事業者の所在地		名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
介護事業所の名称		訪問介護事業所幸の運び
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区尾崎山二丁目1302番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
変更年月日		平成31年 1月 1日

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社和らい
介護事業者の所在地		名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
介護事業所の名称		訪問介護事業所幸の運び
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区尾崎山二丁目1302番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
変更年月日		平成31年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第81号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 2月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ケアサポートアイチ 名古屋市南区中割町 1丁目35 番地の 2	介護ステーションなごやっこ 名古屋市南区中割町 1丁目35 番地の 2	平成31年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第82号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 2月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
熱田クリニック	名古屋市熱田区比々野町61番地の 3	平成31年 1月 1日
成田歯科	名古屋市中川区かの里一丁目 603番 地	平成31年 1月 1日
ワタライ内科	名古屋市天白区元八事五丁目 121番 地	平成31年 4月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
熱田クリニック	名古屋市熱田区比々野町61番地の 3	平成31年 1月 1日
成田歯科	名古屋市中川区かの里一丁目 603番 地	平成31年 1月 1日
ワタライ内科	名古屋市天白区元八事五丁目 121番 地	平成31年 4月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
なの花薬局名古屋太閤店	名古屋市中村区太閤三丁目 7番84号	平成31年 1月 31日
中日調剤薬局八事日赤前 店	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地 の 2	平成30年 12月 31日
熱田クリニック	名古屋市熱田区比々野町61番地の 3	平成31年 1月 1日
キョーワ薬局熱田店	名古屋市熱田区外土居町 5番14号	平成31年 1月 1日
成田歯科	名古屋市中川区かの里一丁目 603番 地	平成31年 1月 1日
ワタライ内科	名古屋市天白区元八事五丁目 121番 地	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第83号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により、告示します。

平成31年 2月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成31年 3月18日（月）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9 時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第84号

有料公園施設等の無料開園について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の2第1項第1号の規定により、次のとおり有料公園施設等を無料開園します。

平成31年 2月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 期日

平成31年 3月17日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第85号

名古屋市場輝荘の開館時間の変更について

名古屋市場輝荘条例施行細則（平成24年名古屋市規則第 112号）第 3条第 2 項の規定により告示します。

平成31年 2月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市場輝荘

2 変更内容

平成31年 3月16日（土）の開館時間について、「午前 9時30分から午後 4 時30分まで」を「午前 9時から午後 4時30分まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第86号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成31年 2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市天白区塩釜口一丁目 409番の一部、 415番 1の一部、 415番 2の全部、 503番の一部及び 504番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

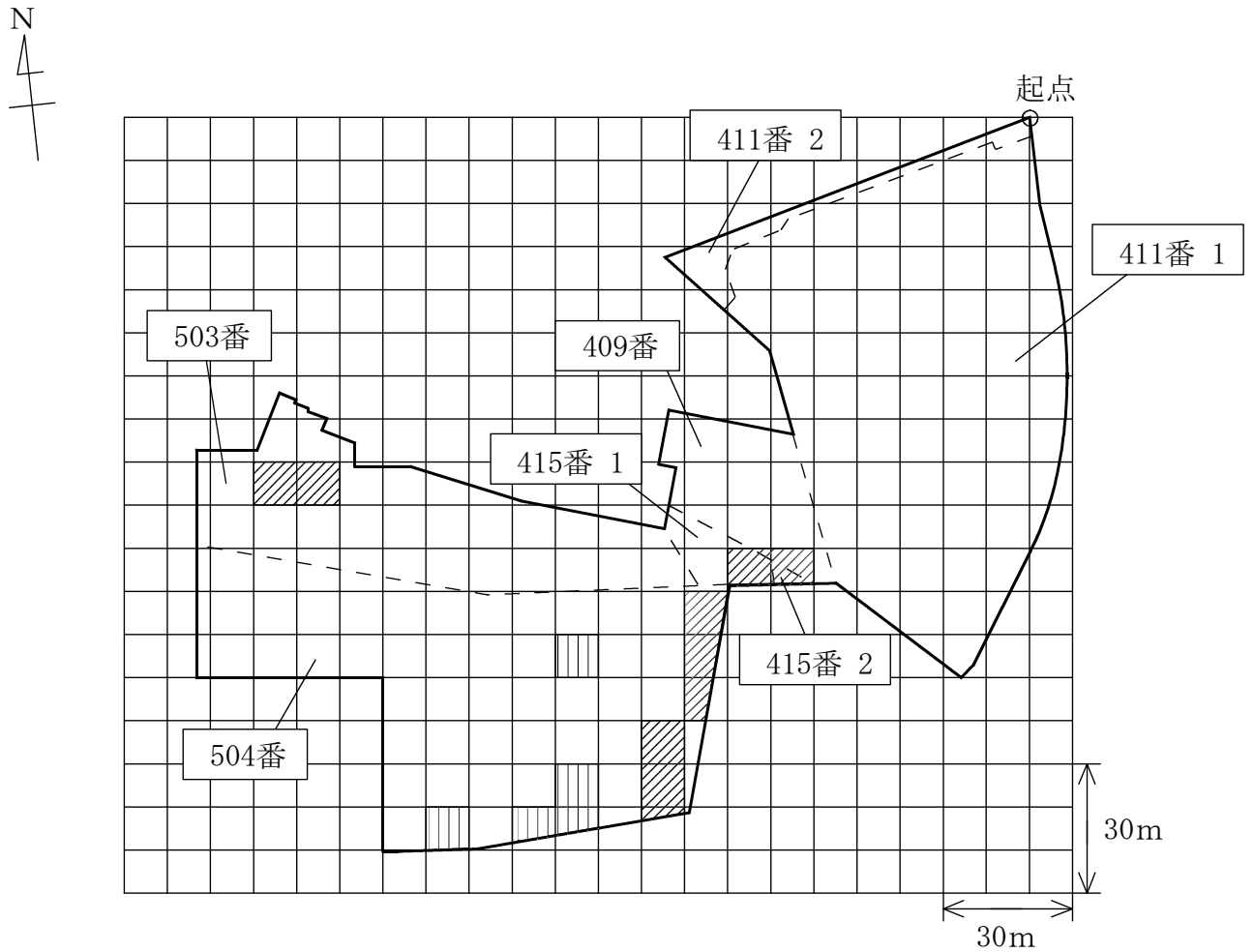
ふっ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

天白区塩釜口一丁目



凡例

-  : 調査対象地
-  : 筆の境界
-  : 要措置区域（^ひ砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））
-  : 要措置区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第87号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成31年 2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

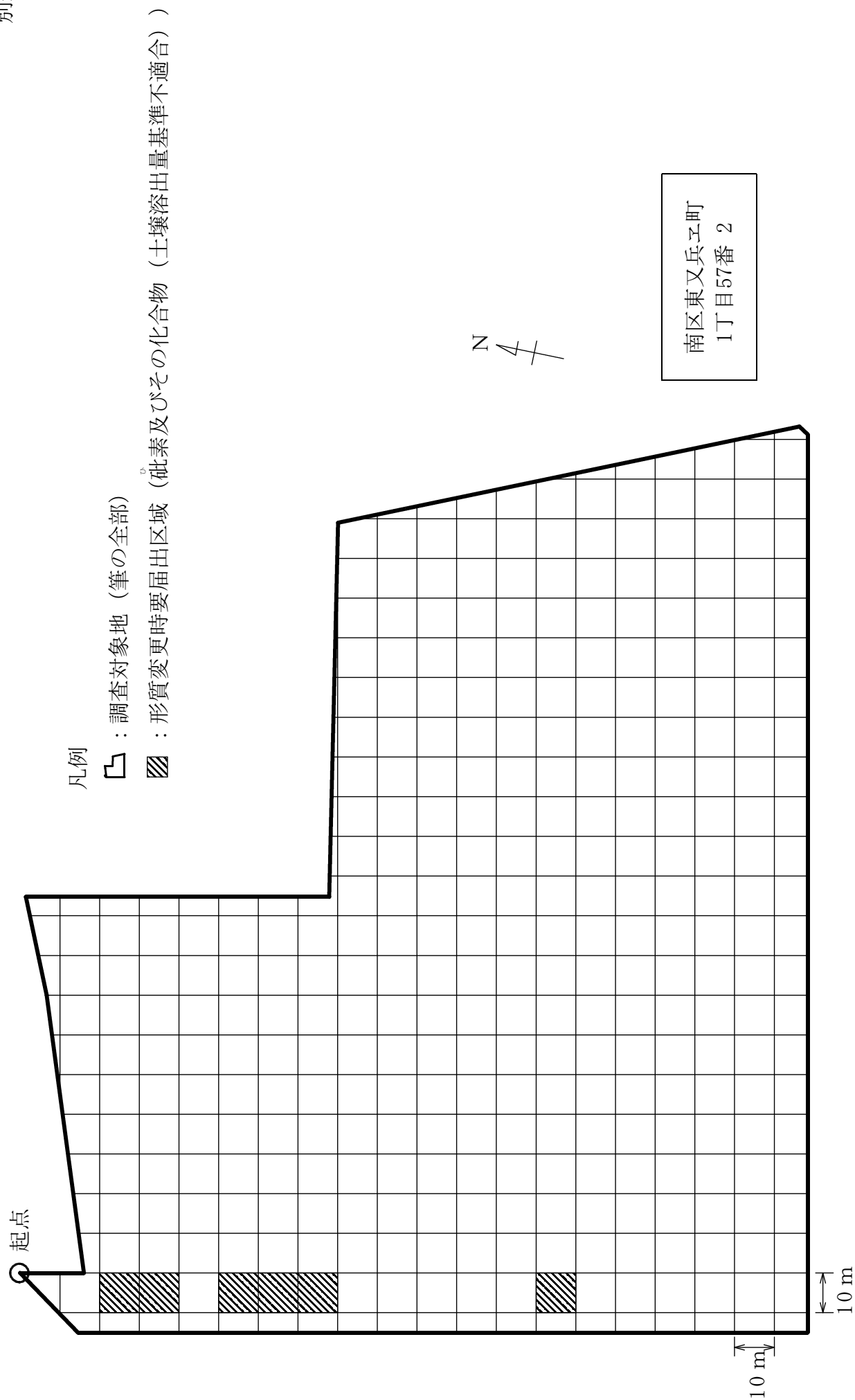
1 指定する区域

名古屋市南区東又兵ヱ町 1丁目57番 2の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第88号

たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について

消防法（昭和23年法律第 186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙を禁止する区域及びその期間を次のように定めます。

平成31年 2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 たき火又は喫煙を禁止する区域

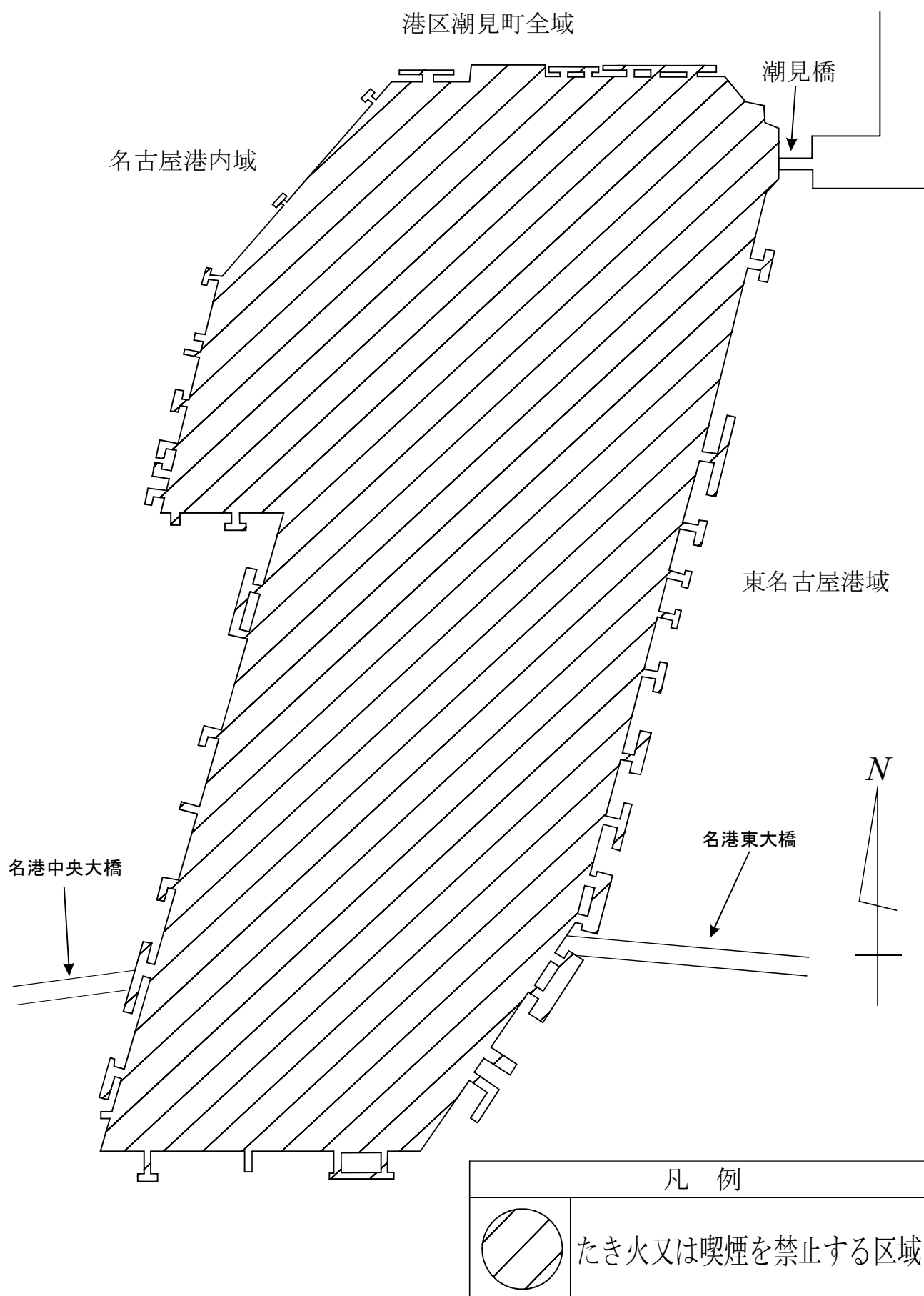
別図に示す港区潮見町全域。ただし、たき火又は喫煙のための施設のある場所を除く。

2 たき火又は喫煙を禁止する期間

平成31年 3月 1日から平成32年 2月29日まで

名古屋市消防局予防部規制課

別 図



平成31年監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき区役所、同条第 5 項の規定に基づき健康福祉局、同条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき公益財団法人名古屋市中小企業共済会、名古屋埠頭株式会社、株式会社国際デザインセンター及び公益財団法人名古屋まちづくり公社並びに関係する所管局の事務について監査を実施したので、同条第 9 項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

平成31年 2 月19日

名古屋市監査委員	福 田 誠 治
同	丹 羽 ひろし
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 区 役 所（千種区、北区、西区、中区及び
守山区）

監 査 期 間 平成30年 7月24日から
平成31年 1月30日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、区役所の事務について、次表の課室を対象として実施した。

区分	監査実施課室名	実地検査日
千種区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健管理課、環境薬務室、保健予防課	平成30年 7月24日
北 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課、楠支所区民生活課、楠支所区民福祉課	平成30年 8月 9日
西 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、公害対策室、保健予防課、山田支所区民生活課、山田支所区民福祉課	平成30年 7月26日、 平成30年 7月27日
中 区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健管理課、環境薬務室、保健予防課	平成30年 8月 2日
守山区	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課、志段味支所区民生活課、志段味支所区民福祉課	平成30年 7月25日、 平成30年 7月27日

監査は、区役所の各課室で処理している事務のうち、主として実地検査当日における現金・金券類等の出納保管事務について、関係帳票等を調査した。平成28・29年度に実施した区役所監査において、生活保護受給者等に係る遺留金が金庫内に長期間保管されている事例などがあったことから、特に遺留金品の管理について重点的に調査した。

なお、監査は、監査対象区に対して実地検査当日に通知して実施した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 財産管理事務

毒劇物の管理について

(2) 行政運営事務

生活保護に係る遺留金品の管理についてなど 5項目

2 意見

遺留金品の管理について

第3 指 摘 事 項

1 財産管理事務

(1) 毒劇物の管理について

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）では、毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、その盗難又は紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。また、各保健センターでは、「毒物劇物危害防止規定」を設けて、毒物劇物管理簿に使用量及び在庫量等を記載することなどを定めている。

各保健センターの毒劇物の管理状況を調査したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 劇物である水酸化ナトリウムの購入量及び使用量が記載されていなかった。

（守山区保健予防課）

イ 平成30年 4月に保健所の環境衛生の業務が集約されたことにより、同業務を行わなくなった他の保健センターから劇物である硫酸を受け入れたが、鍵付き保管庫の容量が不足していたため、検査室内に保管されていた。

（千種区保健管理課）

毒劇物の管理については、平成28年度に実施した区役所の定期監査等においても、毒物劇物管理簿への記載の不備等を指摘したところであり、守山区保健予防課及び千種区保健管理課においては、毒劇物について、その管理を徹底されたい。

2 行政運営事務

(1) 生活保護に係る遺留金品の管理について

区民生子ども課では、生活保護受給者が死亡した場合、生活保護法（昭和25年法律第 144号）で定められた遺留金品を保管する場合がある。

ア 遺留金の管理について

健康福祉局が定める「遺留金品取扱の手引」等においては、遺留金は、葬祭費へ充当するほか、歳入歳出外現金として市の口座で管理するか民生子ど

も課長名義の預金口座で管理することとされている。また、相続人を調査してその有無を確認することや相続人がいる場合に遺留金品を引き渡すことは、原則、保管することとなってから 1年以内に完了することと定められている。

遺留金の管理状況を調査したところ、以下の事例が見受けられた。

(ア) 平成18年度に遺留金 709,007円を歳入歳出外現金として受け入れ、併せて、その受給者の預金通帳 1冊（預金残高 185,853円）も保管し、相続人の調査を開始したが、調査先からの回答がないとの理由で、それ以降何も行っていなかった。
(守山区民生子ども課)

(イ) 平成27年度に遺留金 102,415円を民生子ども課長名義の預金口座に受け入れ、相続人を特定したものの、遺留金を引き渡す処理が行われていなかった。また、その事務処理の遅延については、遺留金品整理簿等に記録もないため、その理由を確認することができなかった。

(千種区民生子ども課)

(ウ) 平成27年度に、死亡した生活保護受給者の葬祭費に充当するため、一旦、その受給者の銀行口座（残高36,215円）から払い戻しをし、歳入歳出外現金として受入れたが、葬祭費に充当する処理を怠っていたため、公費負担で葬祭費を支払ったままとなっていた。
(守山区民生子ども課)

(エ) 遺留金を歳入歳出外現金として管理する場合に、「遺留金品取扱の手引」で作成が義務付けられている保管金出納簿が全ての対象者について作成されていなかった。
(北区民生子ども課)

守山区及び千種区民生子ども課においては、未処理となっている遺留金について、速やかに事務処理を行われたい。また、北区民生子ども課においては、保管金出納簿を速やかに作成されたい。

イ 遺留品の管理について

健康福祉局が定める「生活保護法第76条による遺留金品取扱規程」においては、遺留品は民生子ども課長が封印のうえ金庫等において確実に保管することとされている。

遺留品の管理状況を調査したところ、以下の事例が見受けられた。

(ア) 保護係の職員が死亡した生活保護受給者の預金通帳 3冊（預金残高

54,075円) 及び印鑑を自席の引き出しに保管していた。

(千種区民生子ども課)

- (イ) 保護係の職員が死亡した生活保護受給者の預金通帳 1冊(預金残高 268,165円) 及び印鑑等を係の共有のファイルキャビネットで保管していた。

(西区民生子ども課)

千種区及び西区民生子ども課においては、預金通帳等を定められた場所以外で保管することは、職員による横領を誘発する要因にもなりうることから、遺留品について「生活保護法第76条による遺留金品取扱規程」に従い適正に管理されたい。

(2) 過払いしていた生活保護費の返還金の処理について

生活保護法(昭和25年法律第 144号)によれば、生活保護受給者に一時的な収入があった場合は、区民生子ども課は速やかに生活保護費を返還させなければならないなどとされている。

北区民生子ども課における生活保護費の返還金の処理状況を調査したところ、1人の生活保護受給者に過払いしていた 225,113円のうち、まず 170,000円の返還を受け、平成30年 2月に民生子ども課長名義の預金口座に受け入れたが、本市への戻入処理がされていなかった。また、残りの55,113円は、担当者間の事務引き継ぎがされていなかったため、返還請求をしていなかった。

北区民生子ども課においては、未処理となっている事務を速やかに行うとともに、正確かつ確実に事務引き継ぎを行うことを徹底されたい。

(北区民生子ども課)

(3) 緊急援護資金の管理について

区民生子ども課では、新たに生活保護を申請した者や緊急的に援護が必要な場合において、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金(以下「援護資金」という。)の貸し付けを行っている。

千種区民生子ども課が定める緊急援護資金管理要領(以下「管理要領」という。)においては、援護資金の貸し付けを行った場合、緊急援護資金出納簿に記載することとされている。

千種区民生子ども課における援護資金の管理状況を調査したところ、課内の金庫に保有している現金が、緊急援護資金出納簿に記載してある貸付残高より20,000円多かった。これは、上司の承認を得ることなく、貸し付け申請した者に対して、職員個人の現金から貸し付けたものを緊急援護資金出納簿に記載したことが原因であった。

上司の事前承認を受けず、職員個人の現金から貸し付けることは不適正であり、厳に慎むべきである。千種区民生子ども課においては、管理要領に従い、援護資金の適正な貸し付けを行われない。

(千種区民生子ども課)

(4) 老人福祉施設の入所者に係る遺留金品の管理について

区福祉課では、老人福祉施設の入所者が死亡した場合、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定められた遺留金品を保管する場合がある。健康福祉局が定める「老人福祉法第27条による遺留金品取扱要領」においては、遺留品のうち、預金通帳等は、福祉課長が封印のうえ確実に保管するとともに、遺留金品整理簿を作成するほか、相続人の有無を確認することとされている。

中区福祉課の遺留金品の管理状況を調査したところ、遺留金品整理簿には死亡した施設の入所者の現金38,440円及び預金通帳2冊（預金残高2,469,206円）等を平成5年から保管している旨の記載がされており、現金は歳入歳出外現金として市の口座で管理していたが、預金通帳等は紛失していた。なお、中区が金融機関に照会したところ、預金口座には、その後の預金利子も含め2,587,366円の残高があることが確認された。

また、相続人の調査を開始していたが、調査先からの回答がないとの理由で、それ以降何も行っていなかった。

中区福祉課においては、不明となっている預金通帳等及び相続人について速やかに調査を行われない。

(中区福祉課)

第4 意 見

遺留金品の管理について

平成29年度に実施した区役所（東区、瑞穂区、中川区、緑区、名東区及び天白区）監査では、遺留金品の管理について重点的に調査し、特に名東区では引取者のない遺体に係る遺留金が金庫内に長期間保管されていることなどを指摘した。

加えて、監査で対象としなかった他の区役所に対して、当該指摘事項と同様の事例が発生していないか自主点検を行うよう求めたところ、西区、中村区においても同じく現金保管に係る不適正な事例が発見されたことから、改めて全区役所に遺留金品の適正な管理を強く求めてきたところである。

その結果、今年度の区役所（千種区、北区、西区、中区及び守山区）監査では、遺留金の管理については、歳入歳出外現金として市の口座に収納するなど一定の改善が図られていたものの、指摘事項にもあるように、相続人調査が行われておらず、未処理のまま長期間放置されているなどの取扱いが見受けられた。

健康福祉局等では遺留金品等管理についての対応マニュアルを各区に示し、その業務に応じた研修を実施しているとのことであるが、各区での遺留金品の管理は、前述したとおり、未だ適正な事務執行がなされているとは言い難い状況であり、こうした状況は職員による横領などの犯罪の発生につながり、市政に対する市民からの信頼を著しく失うことにもなりかねない。

今後、高齢者人口の増加等に伴って、区役所で扱う遺留金品が増加することが見込まれ、また、平成32年度から導入が予定される内部統制制度の実施にあたり、その管理については区役所業務の中でリスク対応を行っていくべき重要な事務の一つとして位置付けられることが想定される。

各区役所においては、遺留金品の受け取りに始まり、遺留金の市の口座への収納や遺留品の適正な保管、その後の相続人調査とその引渡し等の最終処理に至るまで、関係職員一人ひとりが責任を持って事務にあたることはもちろんのこと、区長以下管理職にあつては、組織的な業務対応の実施に向けて、より一層指導監督に努められたい。

監 査 種 別 随 時 監 査

監 査 対 象 健康福祉局 厚生院

監 査 期 間 平成30年 9月14日から
平成31年 2月 8日まで
(実地検査：平成30年 9月14、18日)

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

本市では、平成19年度に判明した不適正な会計処理の再発防止策の一つとして、平成21年度から、毎年度、リスクの高い分野について随時監査を実施している。

今回の監査は、主として実地検査当日における現金・金券類等の出納保管に関する事務について、関係帳票等を調査した。健康福祉局厚生院（以下「厚生院」という。）では、職員が入所者の預り金を横領した事件が平成14年に発覚したことや、平成29年度に実施した区役所監査において、名東区役所で引取者のない遺体に係る遺留金が金庫内に長期間保管されていた事例があり、その大部分は厚生院から管理を引き継いだものであったことから、特に預り金等の管理について重点的に調査した。

なお、監査は、対象局に対して実地検査当日に通知して実施した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないように必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 財産管理事務

毒劇物の管理についてなど 2項目

(2) 行政運営事務

預り金の管理について

2 意 見

(1) 預り金の管理について

(2) 毒劇物の管理について

第3 指 摘 事 項

1 財産管理事務

(1) 毒劇物の管理について

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）では、毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、その盗難又は紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。

また、健康福祉局では、毒物及び劇物取締法に基づき、毒劇物を業務上取り扱う者に対して、受払簿を作成し、日常的に使用量及び在庫量を確認することを遵守するとともに保健衛生上の危害を防止するために遵守すべき事項について危害防止規定を策定するよう指導している。

毒劇物の管理状況を調査したところ、危害防止規定が定められておらず、管理している29種類全部の毒劇物について購入量及び在庫量を把握していなかった。

毒劇物は健康に重大な影響を及ぼす危険があり、盗難や紛失によって悪用されるおそれもあるため、厳密に管理する必要がある。医療保護施設である厚生院において、その管理がずさんであったことは極めて深刻な事態であり、早急に危害防止規定を整備するとともに日常的に在庫量等を確認することを行われない。

(2) 備品の管理について

名古屋市会計規則では、物品管理者は、備品の使用状況について毎年 1回財務会計総合システムに登録された情報等と照合のうえ検査し、その結果を健康福祉局長に報告することとされており、厚生院では、平成29年度の検査結果は全て適正であったと報告している。

しかしながら、備品の使用状況を調査したところ、平成29年度の検査で現存するとしていた、印刷機、コンピューター、マッサージ機、心肺機能検査装置について、現物が確認できなかった。

平成29年度の備品の検査について実際に実施していないものを実施したとして報告がなされているのは、憂慮すべき事態である。不明となっている備品に

ついて現況を調査し必要な対応をとるとともに、備品の使用状況に係る検査を適正に行われたい。

2 行政運営事務

預り金の管理について

厚生院は、医療保護施設、救護施設及び特別養護老人ホームからなる複合施設であり、医療保護施設の入院患者、救護施設及び特別養護老人ホームの入所者（以下「入院患者等」という。）や身元引受人からの依頼に基づき、預り金等を業務課において管理している。

厚生院入所者預り金等管理規程（以下「預り金規程」という。）においては、入院患者等や身元引受人から、日用品を購入等するために預り金からの出金依頼があったときは、担当者が、その日の依頼分を取りまとめた支出金調書を作成し、事前に業務課長の決裁を受けた後に出金を行うとされているところ、支出金調書は作成されているが、決裁を受けていない事例が多数見受けられた。

また、預り金規程においては、業務課長は、月 1 回、入出金状況について入院患者等毎に預り金等保管台帳と預金通帳を照合する査閲を行うものとされているが、預金通帳に入出金記録があるにもかかわらず、預り金保管台帳にその記録が記載されていない事例が多数見受けられた。

厚生院においては、預り金規程に従い、預り金を出金する際には事前に決裁を徹底するとともに毎月の預り金等保管台帳と預金通帳の査閲を確実に実施されたい。

第4 意 見

1 預り金の管理について

厚生院では、職員が入所者の預り金を横領して懲戒免職処分になった事件が平成14年に発覚した。この事件では、着服した職員が一人で預り金を管理し、上司もチェックを行っていないなど、管理体制の甘さが不正の温床につながったとされている。

この事件を受けて、健康福祉局においては、業務のダブルチェック体制（複数職員によるチェック、複数段階のチェック）を徹底することなどを重点事項とした再発防止策をとりまとめ、厚生院等における預り金業務の適正化に努めることとした。

しかしながら、今回の監査では、指摘事項で述べた事例が多数発生しており、職員のコンプライアンス意識が低く、業務のチェック体制が機能していないなど、リスク対応がなされておらず、事件から10年以上が経過して事件そのものが風化していることに強い危機感を覚える。

厚生院においては、まずは預り金の管理等に係るルールについて遵守することを徹底されたい。また、健康福祉局においては、厚生院に対して指導することはもとより、今回の指摘を重く受け止め、入所者等の預り金を管理する他の部署に対しても一斉点検を実施するなど、実態を把握した上で指導を行われたい。また、既存のルールを再点検し、より効果的で継続的な対策を講じられたい。

2 毒劇物の管理について

毒劇物に関しては、平成28年度に実施した区役所（保健所）の定期監査や平成30年度に実施した病院局の定期監査などでも指摘し、その適正な管理の必要性を再三求めてきたところであり、本市にある毒劇物を取り扱う事業所等に対し、指導する立場にある健康福祉局が所管する厚生院においても、指摘事項で述べたように、毒劇物の管理がずさんであったことは大変遺憾なことであり、今回の監査結果について猛省されたい。

健康福祉局においては、毒物及び劇物取締法に基づき、局内にとどまらず、全市的にその管理の重要性を周知するとともに、必要に応じて立ち入り検査をするなど、実態を把握し、全庁的に毒劇物の適正な管理の確保に努められたい。

最後に、本市においては、平成32年度から導入が予定される内部統制制度において、業務のリスク管理を行っていく必要がある。しかしながら、今回指摘した事例は、いずれもそれ以前の問題として日常的に行われる基本的な業務の中で発生しているものであり、厚生院においては、それすらできていない現状を重く受け止め、当然なすべきことを着実に実行されたい。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋市中小企業共済会
(事務所所在地：千種区吹上二丁目 6番 3号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成30年12月19日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

市民経済局所管の出捐団体である公益財団法人名古屋市中小企業共済会（以下「共済会」という。）は、昭和50年 9月にその前身である財団法人名古屋市中小企業従業員退職金共済会として設立された。その後、昭和55年11月に財団法人名古屋市中小企業福利協会（昭和55年11月 1日解散）を統合し、財団法人名古屋市中小企業共済会と名称変更し、平成24年 4月に財団法人から公益法人制度に基づく公益財団法人に移行した。

共済会の基本財産は 1億 2,000万円であり、全額本市の出捐である。

また、平成29年度において、本市は共済会に対して、退職金共済事業及び福利厚生事業に対する補助金として 7,486万円を交付している。

主な事業内容は、①従業員の退職金共済に関する事業、②従業員等の福利厚生に関する事業、③その他法人の目的を達成するために必要な事業である。

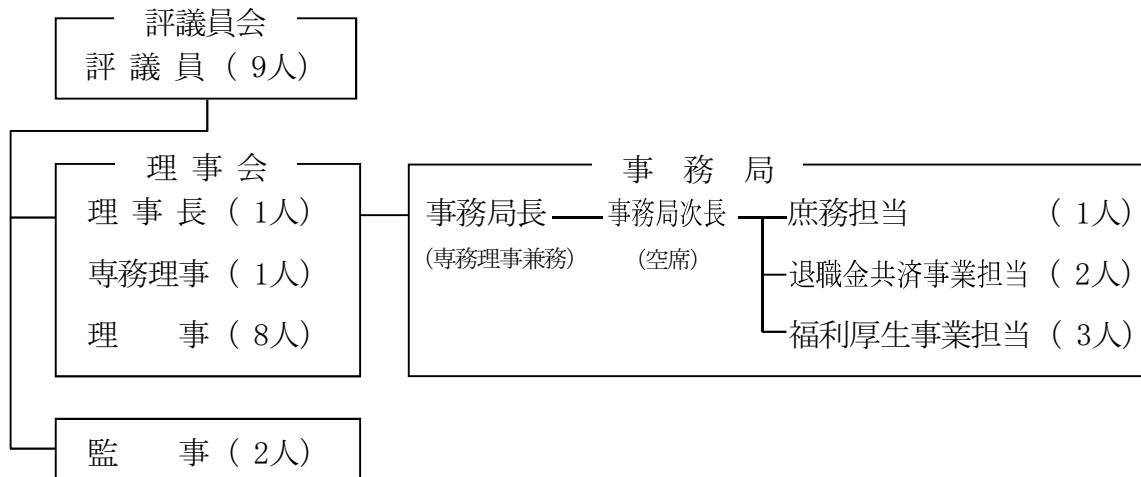
これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 6人（嘱託職員 3人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。した

がって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成30年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) 退職金共済事業

中小企業者（事業主）と共済契約を締結し、毎月事業主から払い込まれた共済掛金と本市補助金を運用し、従業員が退職した場合に退職一時金を支給している。共済契約者数等の推移は第1表のとおりである。

第1表 共済契約者数等の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共済契約者数 (所)	2,175	2,148	2,128
被共済者数 (人)	21,421	21,449	21,474
共済掛金額 (千円)	2,331,101	2,347,736	2,384,982
退職金受給者数 (人)	1,577	1,477	1,486
退職金総支給額 (千円)	2,442,954	2,238,728	2,359,265
退職金共済積立資産 (千円)	26,901,440	27,302,009	27,589,759
名古屋市補助金 (千円)	88,862	80,479	72,877

(注) 共済契約者数、被共済者数及び退職金共済積立資産は各年度末現在の数を掲載

(2) 福利厚生事業及び慶弔金給付事業

中小企業の従業員等を会員とし、一人当たり毎月 800円の会費を、原則として事業主と従業員の折半負担により徴収し、従業員等に対する貸付あつせん、各種レクリエーション事業の実施、講演会の開催、慶弔金等の給付などを行っている。契約企業主数等の推移は第 2表のとおりである。

第 2表 契約企業主数等の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
契約企業主数 (所)	278	276	279
会員数 (人)	4, 667	4, 815	4, 948
会費総額 (千円)	44, 772	45, 664	47, 076
給付金総額 (千円)	16, 755	17, 240	15, 795
名古屋市補助金 (千円)	2, 298	2, 114	1, 984

(注) 契約企業主数及び会員数は各年度末現在の数を掲載

2 決算状況

平成28年度及び平成29年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第 3表及び第 4表のとおりである。

第 3表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

平成28年度 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

科目	平成28年度	平成29年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1,672	1,046	△625	62.6
特定資産運用益	323,347	289,841	△33,506	89.6
受取共済掛金	2,347,736	2,384,982	37,246	101.6
受取会費	45,664	47,076	1,411	103.1
受取補助金	82,593	74,861	△7,732	90.6
受取負担金	21,691	15,208	△6,483	70.1
雑収益	284	307	22	108.0
経常収益計	2,822,990	2,813,323	△9,666	99.7
(2) 経常費用				
事業費	2,798,175	2,784,363	△13,811	99.5
管理費	27,540	27,119	△421	98.5
経常費用計	2,825,715	2,811,483	△14,232	99.5
当期経常増減額	△2,725	1,840	4,565	△67.5
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	－	－	－	－
経常外収益計	－	－	－	－
(2) 経常外費用	－	－	－	－
経常外費用計	－	－	－	－
当期経常外増減額	－	－	－	－
当期一般正味財産増減額	△2,725	1,840	4,565	△67.5
一般正味財産期首残高	38,790	36,064	△2,725	93.0
一般正味財産期末残高	36,064	37,904	1,840	105.1
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	1,672	1,046	△625	62.6
一般正味財産への振替額	△1,672	△1,046	625	62.6
当期指定正味財産増減額	－	－	－	－
指定正味財産期首残高	120,000	120,000	－	100
指定正味財産期末残高	120,000	120,000	－	100
III 正味財産期末残高	156,064	157,904	1,840	101.2

第4表 比較貸借対照表

科目	平成29年度 平成28年度		平成30年 3月31日現在 平成29年 3月31日現在	
	平成28年度	平成29年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	30,504	30,841	337	101.1
企業年金保険	151,252	138,858	△12,394	91.8
前払金	100	61	△38	61.4
未収金	11,038	11,563	524	104.8
貯蔵品	226	110	△115	48.9
流動資産合計	193,122	181,435	△11,686	93.9
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	6,743	239	△6,503	3.6
投資有価証券	113,256	119,760	6,503	105.7
基本財産合計	120,000	120,000	-	100
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	2,318	2,546	228	109.8
退職金共済積立資産	27,302,009	27,589,759	287,750	101.1
退会せん別引当資産	122,130	123,830	1,700	101.4
特定資産合計	27,426,457	27,716,136	289,678	101.1
(3) その他固定資産				
電話加入権	208	208	-	100
出資金	10	10	-	100
その他固定資産合計	218	218	-	100
固定資産合計	27,546,676	27,836,355	289,678	101.1
資産合計	27,739,799	28,017,790	277,991	101.0
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	3,370	2,447	△922	72.6
未払退職金共済給付金	151,252	138,858	△12,394	91.8
前受金	449	309	△140	68.8
預り金	14	58	44	404.0
賞与引当金	2,188	2,075	△113	94.8
流動負債合計	157,276	143,749	△13,527	91.4
2 固定負債				
退職給付引当金	2,318	2,546	228	109.8
退職金共済給付引当金	27,302,009	27,589,759	287,750	101.1
退職せん別引当金	122,130	123,830	1,700	101.4
固定負債合計	27,426,457	27,716,136	289,678	101.1
負債合計	27,583,734	27,859,886	276,151	101.0
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
寄付金	120,000	120,000	-	100
指定正味財産合計	120,000	120,000	-	100
(うち基本財産への充当額)	(120,000)	(120,000)	(-)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)
2 一般正味財産	36,064	37,904	1,840	105.1
(うち基本財産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)
正味財産合計	156,064	157,904	1,840	101.2
負債及び正味財産合計	27,739,799	28,017,790	277,991	101.0

第2 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成29年度（平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日）の事務について調査したが指摘すべき事項はなかった。

第3 市民経済局に対する監査

共済会に対する監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、共済会に対する事務の執行について監査を実施したが指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 名古屋埠頭株式会社
(事務所所在地：港区潮風町無番地)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成31年 1月30日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

市民経済局所管の出資団体である名古屋埠頭株式会社（以下「名古屋埠頭」という。）は、名古屋港10号地埠頭（現潮風埠頭）運営と荷役施設の整備による石炭等バラ物荷揚げの効率化により、産業界に対する原材料の安定供給を図る目的で昭和25年 4月に設立された。

名古屋埠頭の資本金は 6,000万円であり、そのうち本市の出資額は 2,000万円である。

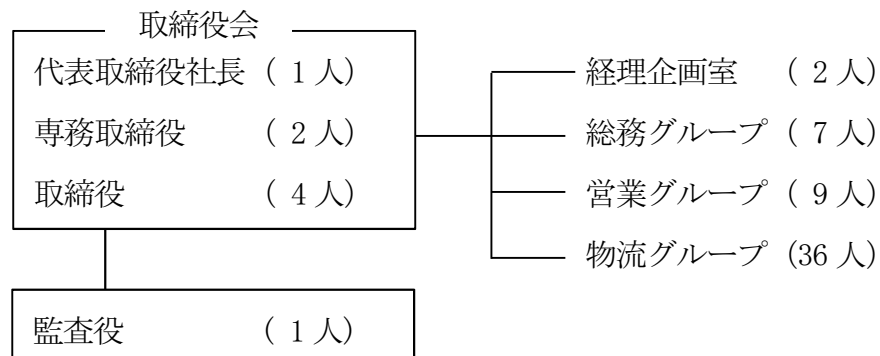
主な事業内容は、①埠頭業、②港湾運送事業、③倉庫業、④貨物利用運送事業、⑤陸上運送業、⑥海運代理店業、⑦産業廃棄物処理業、⑧計量証明事業、⑨船舶給水業などである。

これらの事業を運営するため、取締役会、監査役が置かれており、従業員数は54人（嘱託社員及びパート社員 6人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成 30 年 3 月 31 日現在)



1 事業状況

名古屋埠頭は、潮風埠頭において、名古屋港管理組合から第 1 埠頭及び第 2 埠頭の使用許可を得て、橋型走行水平引込式起重機（大型クレーン） 4 基を始め、荷役機械、倉庫、野積場、液体化成品タンク等を有して石炭・コークス類、砒鉍石類、液体化成品の荷役・運搬等を行っている。

主要貨物の年間取扱数量の推移は第 1 表のとおりである。

第 1 表 主要貨物の年間取扱数量の推移

第72期 平成27年 4月 1日～平成28年 3月 31 日

第73期 平成28年 4月 1日～平成29年 3月 31 日

第74期 平成29年 4月 1日～平成30年 3月 31 日

区 分	第 72 期	第 73 期	第 74 期
石炭・コークス・バイオ燃料類	417, 042t	566, 524t	402, 934t
砒 鉍 石 類	67, 693t	69, 188t	93, 745t
合 計	484, 735t	635, 712t	496, 679t

2 決算状況

第73期及び第74期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 2 表及び第 3 表のとおりである。

第 2表 比較損益計算書

科 目			第73期	第74期	比較増△減	前期対比
経常損益の部	営業損益		千円	千円	千円	%
		営業収益	1, 717, 138	1, 687, 665	△29, 472	98. 3
		港湾荷役料	551, 652	439, 294	△112, 358	79. 6
		保管料	445, 677	351, 338	△94, 338	78. 8
		陸上運送料	135, 696	146, 019	10, 323	107. 6
		トラック積作業料	82, 987	71, 093	△11, 893	85. 7
		計量証明料	21, 656	20, 138	△1, 518	93. 0
		液体仲継料	28, 866	29, 222	355	101. 2
		代理店料	2, 908	3, 707	798	127. 4
		倉庫事業収入	127, 539	181, 582	54, 043	142. 4
		環境事業収入	115, 285	195, 796	80, 511	169. 8
		その他の作業料	204, 867	249, 471	44, 604	121. 8
		営業費用	1, 508, 465	1, 551, 271	42, 805	102. 8
		作業経費	1, 256, 967	1, 272, 711	15, 744	101. 3
		一般管理費	251, 498	278, 559	27, 060	110. 8
		営業利益	208, 672	136, 394	△72, 278	65. 4
	営業外損益	営業外収益	7, 054	8, 770	1, 715	124. 3
		受取利息、配当金	1, 244	1, 053	△191	84. 7
		雑収入	5, 810	7, 716	1, 906	132. 8
		営業外費用	1, 806	1, 576	△230	87. 2
		支払利息	1, 806	1, 576	△230	87. 2
経常利益		213, 920	143, 588	△70, 332	67. 1	
特別損益の部	特別利益	1, 952	514	△1, 437	26. 4	
	固定資産売却益	1, 952	514	△1, 437	26. 4	
	特別損失	－	－	－	－	
	固定資産除却損	－	－	－	－	
税引前当期純利益		215, 873	144, 103	△71, 769	66. 8	
法人税、住民税及び事業税		75, 475	47, 025	△28, 450	62. 3	
法人税等調整額		△1, 860	△5, 257	△3, 396	282. 6	
当期純利益		142, 257	102, 335	△39, 922	71. 9	

第3表 比較貸借対照表

資産の部				
科目	第73期 千円	第74期 千円	比較増△減 千円	前期対比 %
流動資産	1,145,969	1,237,066	91,096	107.9
現金	575	552	△23	96.0
銀行預金	875,725	969,975	94,250	110.8
受取手形	37,188	41,178	3,989	110.7
売掛金	209,716	208,742	△974	99.5
仮払税金	2,829	-	△2,829	-
立替金	2,443	20	△2,423	0.8
前払費用	367	280	△86	76.5
貯蔵品	1,763	1,174	△589	66.6
繰延税金資産	16,759	16,602	△157	99.1
貸倒引当金	△1,400	△1,460	△60	104.3
固定資産	969,991	954,339	△15,652	98.4
有形固定資産	643,381	623,313	△20,067	96.9
建物	346,335	328,715	△17,620	94.9
構築物	163,697	146,954	△16,742	89.8
機械装置	64,072	72,645	8,573	113.4
車輛運搬具	33,910	33,128	△782	97.7
器具備品	16,049	22,553	6,504	140.5
土地	19,315	19,315	-	100
無形固定資産	413	413	-	100
専用権	413	413	-	100
投資その他の資産	326,196	330,611	4,415	101.4
投資有価証券	91,577	92,133	556	100.6
出資金	300	300	-	100
会員権	3,750	3,750	-	100
保証金	186,639	186,639	-	100
長期貸付金	11,840	10,480	△1,360	88.5
長期繰延税金資産	32,008	37,234	5,225	116.3
リサイクル預託金	81	74	△6	92.4
資産合計	2,115,961	2,191,405	75,444	103.6
負債の部				
流動負債	174,129	172,542	△1,587	99.1
買掛金	65,831	58,451	△7,379	88.8
未払費用	25,848	33,367	7,519	129.1
未払法人税等	27,325	9,287	△18,038	34.0
預り金	7,717	6,126	△1,590	79.4
未払消費税	5,407	21,009	15,602	388.5
賞与引当金	42,000	44,300	2,300	105.5
固定負債	328,139	314,029	△14,110	95.7
長期借入金	218,226	188,190	△30,036	86.2
退職給付引当金	51,658	60,018	8,360	116.2
役員退職慰労引当金	28,255	35,820	7,565	126.8
特別修繕引当金	30,000	30,000	-	100
負債合計	502,269	486,571	△15,697	96.9
純資産の部				
株主資本	1,603,283	1,694,058	90,775	105.7
資本金	60,000	60,000	-	100
利益剰余金	1,557,451	1,634,058	76,607	104.9
利益準備金	15,000	15,000	-	100
その他利益剰余金	1,542,451	1,619,058	76,607	105.0
別途積立金	750,000	830,000	80,000	110.7
繰越利益剰余金	792,451	789,058	△3,392	99.6
自己株式	△14,168	-	14,168	-
評価・換算差額等	10,408	10,775	367	103.5
その他有価証券評価差額金	10,408	10,775	367	103.5
純資産合計	1,613,691	1,704,834	91,142	105.6
負債及び純資産合計	2,115,961	2,191,405	75,444	103.6

第2 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として第74期（平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 特別修繕引当金の計上について

企業会計原則注解によれば、特別修繕引当金とは、企業が保有する有形固定資産について、定期的に数年に一度行われるような大規模な修繕に対して計上される引当金であり、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合に計上できるものである。一般的に装置産業における重要な固定資産の修繕が対象となるものである。

名古屋埠頭は大型クレーンなどの荷役機械を保有しており、平成30年 3月末時点において、特別修繕引当金を30,000 千円計上している。当該引当金について確認したところ、突然の大型設備の故障で費用が多額にかかる場合に備えて引当を行っているが、現在まで一度も使用したことがないとのことである。

現在、計上されている特別修繕引当金は、具体的な修繕計画に基づいて計上された引当金ではないため、「大型機械の大規模修繕」の具体的な計画を定めるなど、引当金の対象となる修繕を明確にされたい。

(2) 株式を保有する非上場株式会社に関する経営状況の把握について

金融商品会計に関する実務指針によれば、非上場株式を保有する株式会社は、期末において当該株式の取得価額と実質価額を比較し、実質価額が著しく低下した場合は減損処理を行わなければならないとされている。

名古屋埠頭の保有する株式について確認したところ、一部の非上場株式につ

いて、財務諸表を長期にわたり入手しておらず、期末における減損処理の要否の検討がなされていなかった。

決算時に、株式を保有するすべての非上場株式会社に関する財務諸表を漏れなく徴取し、経営状況について把握されたい。

なお、後日、財務諸表を確認したところ、1株当たり実質価額は簿価を上回っており、結果として評価自体に問題はなかった。

(3) 個人情報保護規程について

名古屋埠頭が定める個人情報保護規程には、代表取締役社長は個人情報保護が適切に実施されているかを、監査責任者である役員に定期的に監査させなければならない旨の規定があるが、当該監査の実施状況について確認したところ、実施されていなかった。

個人情報保護規程に基づき、実施方法を定めただけで定期的に監査を実施されたい。

第3 市民経済局に対する監査

名古屋埠頭に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、名古屋埠頭に対する事務の執行について監査を実施したが指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 株式会社国際デザインセンター
(事務所所在地：中区栄三丁目18番 1号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成31年 1月30日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

市民経済局所管の出資団体である株式会社国際デザインセンター（以下「デザインセンター」という。）は、デザインに関する諸事業を通じて、地域の産業・文化の発展を図るとともに、国際社会に貢献する情報発信拠点を目指し、平成4年4月に設立された。

デザインセンターの資本金は、平成29年度末において、121億4,700万円であり、そのうち本市の出資額は40億500万円である。

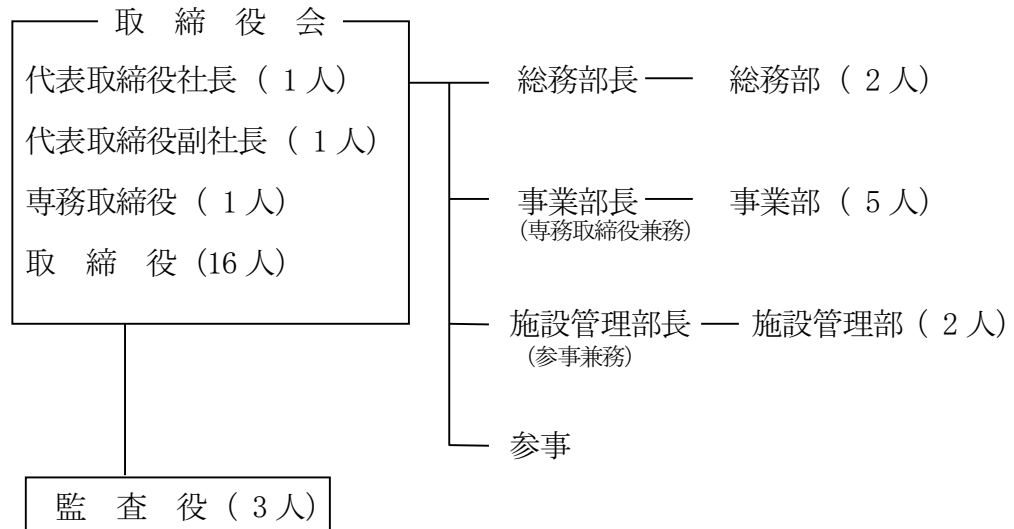
主な事業内容は、①デザインに関する研究開発及びその受託、②デザイン関連の情報収集及び提供、③デザインに関するコンサルティング、④商業施設「クレアール」の運営などである。

これらの事業を運営するため、取締役会、監査役が置かれており、従業員数は11人（嘱託社員2人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成 30 年 3 月 31 日現在)



1 事業状況

(1) デザイン事業等

デザイン企画、制作事業を行うほか、各種審査会・大学等への委員や講師の派遣、デザインギャラリーでの企画展示等を行っている。

また、本市から中小企業支援として、デザイン活用支援事業等を受託し、新商品開発のためのデザイン指導を行っている。

(2) 不動産事業

商業施設「クレアーレ」の運営を行っている。また、デザインホール、セミナールーム及び駐車場等の賃貸業務を行っている。

(3) 直営店事業

喫茶施設の運営を行っている。

2 決算状況

第26期と第25期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第 1 表及び第 2 表のとおりである。

第 1表 比較損益計算書

第26期 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

第25期 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

区 分	第 25 期	第 26 期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
売上高	704, 179	680, 541	△23, 638	96. 6
デザイン事業収入	74, 176	68, 528	△5, 648	92. 4
不動産事業収入	589, 233	577, 843	△11, 390	98. 1
商品等売上高	30, 375	24, 223	△6, 152	79. 7
その他収入	10, 394	9, 946	△448	95. 7
売上原価	301, 601	292, 550	△9, 051	97. 0
デザイン事業収入原価	22, 573	20, 093	△2, 480	89. 0
不動産原価	252, 904	251, 624	△1, 280	99. 5
商品等売上原価	26, 122	20, 832	△5, 290	79. 7
売上総利益	402, 577	387, 991	△14, 586	96. 4
デザイン振興事業費	18, 146	16, 942	△1, 204	93. 4
販売費及び一般管理費	417, 409	424, 186	6, 777	101. 6
営業損失	32, 978	53, 136	20, 158	161. 1
営業外収益	56, 378	54, 274	△2, 104	96. 3
有価証券利息	55, 977	54, 243	△1, 734	96. 9
その他	400	31	△369	7. 8
経常利益	23, 399	1, 137	△22, 262	4. 9
特別利益				
投資有価証券売却益	－	14, 892	14, 892	－
特別損失				
固定資産除却損	2, 763	6, 589	3, 826	238. 5
税引前当期純利益	20, 636	9, 440	△11, 196	45. 7
法人税、住民税及び事業税	1, 229	1, 229	－	100
当期純利益	19, 407	8, 211	△11, 196	42. 3

第 2表 比較貸借対照表

第26期 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

第25期 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

資 産 の 部				
科 目	第 25 期	第 26 期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	857,102	527,257	△339,845	61.5
現金及び預金	541,342	404,696	△136,646	74.8
売掛金	11,502	15,181	3,679	132.0
有価証券	201,538	－	△201,538	－
前払費用	3,953	4,320	367	109.3
未収収益	11,730	12,747	1,017	108.7
未収入金	80,613	85,082	4,469	105.5
未収法人税等	2,850	2,794	△56	98.0
その他	3,572	2,434	△1,138	68.1
固定資産	6,246,604	6,640,039	393,435	106.3
有形固定資産	2,481,400	2,405,300	△76,100	96.9
建物	2,431,276	2,364,898	△66,378	97.3
構築物	9,778	9,135	△643	93.4
機械装置	1,588	1,330	△258	83.8
工具器具備品	38,757	29,684	△9,073	76.6
建設仮勘定	－	251	251	－
無形固定資産	1,738	1,220	△518	70.2
ソフトウェア	877	360	△517	41.0
電話加入権	860	860	－	100
投資その他の資産	3,763,466	4,233,518	470,052	112.5
投資有価証券	3,763,466	4,221,433	457,967	112.2
破産債権等	2,302	2,242	△60	97.4
長期前払費用	－	12,085	12,085	－
貸倒引当金	△2,302	△2,242	60	97.4
資産合計	7,103,707	7,167,296	63,589	100.9

負 債 の 部				
科 目	第 25 期	第 26 期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動負債	241,914	243,776	1,862	100.8
買掛金	7,721	6,699	△1,022	86.8
未払金	103,468	103,489	21	100.0
未払費用	1,401	2,012	611	143.6
未払法人税等	29,103	28,857	△246	99.2
未払消費税等	9,906	3,341	△6,565	33.7
前受金	1,493	1,690	197	113.2
預り金	79,204	86,353	7,149	109.0
賞与引当金	3,052	3,205	153	105.0
繰延税金負債	472	－	△472	－
預り保証金	6,090	8,126	2,036	133.4
固定負債	264,202	273,904	9,702	103.7
繰延税金負債	85,920	98,952	13,032	115.2
預り保証金	178,281	174,155	△4,126	97.7
その他	－	796	796	－
負債合計	506,116	517,681	11,565	102.3
純 資 産 の 部				
株主資本	6,428,038	6,436,250	8,212	100.1
資本金	12,147,000	12,147,000	－	100
利益剰余金	△5,718,961	△5,710,749	8,212	99.9
その他利益剰余金	△5,718,961	△5,710,749	8,212	99.9
繰越利益剰余金	△5,718,961	△5,710,749	8,212	99.9
評価・換算差額等	169,551	213,365	43,814	125.8
その他有価証券評価差額金	169,551	213,365	43,814	125.8
純資産合計	6,597,590	6,649,615	52,025	100.8
負債及び純資産合計	7,103,707	7,167,296	63,589	100.9

第2 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているかについて、主として第26期（平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適正な事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 備品の管理について

デザインセンターにおける備品の管理状況について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 決算会計処理規程において、決算に際して備品の棚卸を実施する旨が定められているが、規程どおりに実施されていなかった。

イ 経理規程において、備品を処分するときは決裁を要する旨が定められているが、平成30年度に処分した備品について、決裁が行われていなかったものがあつた。

ウ 管理ラベルが貼付されていなかった備品があつた。

エ 管理ラベルの番号と固定資産台帳上の番号が異なっている備品があつた。

保有している備品の状況を正確に把握するため、備品の適正な管理を行われたい。

(2) 個人情報の取扱状況の確認について

デザインセンターの個人情報取扱規程において、個人情報取扱担当者は特定個人情報の取扱状況について 1年に 1回以上の頻度で確認を実施することと定められている。

当該実施状況について確認したところ、1年に 1回は実施しているとのことであつたが、その結果について記録が残されていなかった。

特定個人情報の重要性を勘案し、個人情報取扱規程に基づく確認の結果を確実に記録されたい。

第3 市民経済局に対する監査

デザインセンターに対する出資団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、デザインセンターに対する事務の執行について監査を実施したが指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋まちづくり公社
(事務所所在地：中区丸の内二丁目 1番36号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成31年 2月 8日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体である公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「まちづくり公社」という。）は、昭和36年 7月にその前身である財団法人名古屋市開発公社として設立された。その後、昭和48年 4月に財団法人名古屋都市整備公社に名称変更し、昭和61年 4月には財団法人名古屋市駐車場公社と、平成14年 4月には財団法人名古屋土地区画整理協会と統合し、平成22年 4月には財団法人名古屋都市センターと合併している。

さらに、まちづくり公社は平成24年 4月に公益法人制度に基づく公益財団法人へ移行するとともに、現在の名称に変更し、今日に至っている。

まちづくり公社の基本財産は10億 1,000万円であり、全額本市の出捐である。

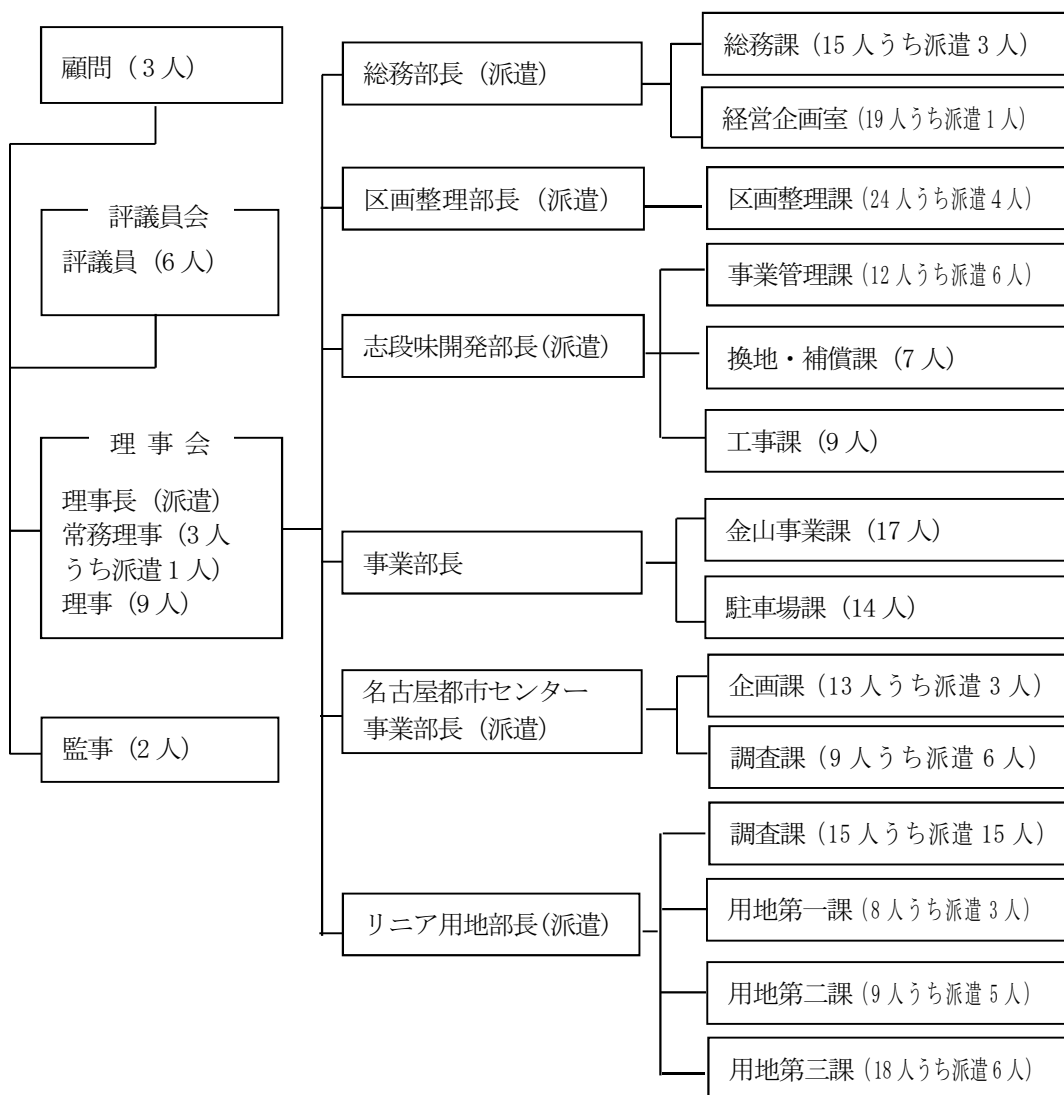
主な事業内容は、①用地の取得及び売却その他の土地区画整理事業の促進及び支援によるまちづくりに関する事業、②歴史的建造物の保存及び活用の推進に関する事業、③都市機能を有する施設の建設等による地域拠点の活性化に関する事業、④まちづくりに関する調査及び研究、情報の収集及び提供並びに人材の育成及び交流に関する事業等の公益目的事業、⑤事務所ビル等の賃貸事業、⑥駐車場事業等の収益事業等である。

これらの事業を運営するため、評議員会、理事会及び監事が置かれており、職

員数は 195 人（本市からの派遣職員 57 人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は次図のとおりである。

機構図

（平成30年 3月31日現在）



なお、平成29年度において、本市はまちづくり公社に対して、名古屋都市センター事業、組合土地区画整理事業等に対する補助金として 1億 7,753万円を支出するとともに、公の施設である市営久屋駐車場の指定管理者に指定し、指定管理料 1億 103万円を支出している。

（注）文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2 位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

1 事業状況

(1) 公益目的事業

ア 土地区画整理事業促進・支援に関する事業

土地区画整理組合の行う土地区画整理事業を促進・支援するため、平成29年度は5組合から運営事務を受託し、工事の設計、監理や補償業務などを行っている。

また、市施行の土地区画整理事業についても、事業の円滑な推進に必要なとなる移転促進用地の取得及び処分を行っている。

イ 歴史的建造物の保存及び活用に関する事業

景観法（平成16年法律第110号）に基づき、本市から良好な景観の形成に関する業務を行う団体である景観整備機構に指定され、本市の歴史的遺産である旧春田鉄次郎邸や旧豊田佐助邸の保存・活用業務を行っているほか、市所有の国登録有形文化財である旧加藤商会ビルを本市から借り受け、建物保全に努めるとともに店舗として活用している。

ウ 地域拠点の活性化に関する事業

地域拠点の活性化を図る事業として、名古屋ボストン美術館（平成30年10月8日閉館）、名古屋都市センター、ホテル及び金山駅南駐車場（収容台数368台）から構成される金山南ビルを建設し、美術館及び都市センター一部分を本市に譲渡し、ホテル床の賃貸業務、駐車場の管理運営、ビル共用部の管理業務を行っている。

また、金山総合駅北口の本市所有地に広場と商業施設が一体となったアスナル金山及びアスナル金山駐車場を建設し、その管理運営を行っている。

さらに、本市からの委託を受け金山総合駅連絡通路橋の維持管理業務を行っている。

エ まちづくりに関する調査研究等に関する事業（名古屋都市センター）

名古屋のまちづくりや都市計画行政の新たな課題を先取りし、その解決の糸口を提示するため、学識者や行政等とともに幅広い視点から調査研究

を実施し、基礎データの収集や課題の分析を行っている。

また、市民がまちづくりについて考える機会や場を提供するため、まちづくり広場（まちづくりに関する常設・企画展示コーナー）やまちづくりライブラリー（まちづくりに特化した専門図書館）の運営を行うとともに、機関誌「アーバン・アドバンス」及び広報紙「ニュースレター」の発行やホームページによる情報提供を行っている。

その他、市民のまちづくりへの関心を喚起し、人材を育成するとともに、交流の機会を設けるため、市民を対象としたまちづくり講演会や養成講座等を開催している。

(2) 収益事業等

ア 事務所ビル等賃貸事業

まちづくり公社が所有するNUP伏見ビル及びNUP・フジサワ丸の内ビルを事務所又は店舗として賃貸している。

また、大曽根土地地区画整理事業の一環として整備された大曽根駅前地下施設について、店舗の賃貸業務を行っている。

イ 駐車場事業

まちづくり公社の保有土地等を活用し、直営駐車場を経営しており、その経営状況の推移は第1表のとおりである。

また、指定管理者として市営久屋駐車場の管理運営を行っていたが、平成29年度をもって終了している。

第1表 直営駐車場の経営状況の推移

区 分		27 年度	28 年度	29 年度
月 極 駐車場	利 用 率	87.8%	87.5%	87.7%
	収 容 台 数	2,662 台	2,641 台	2,580 台
	駐車料収入	294 百万円	291 百万円	279 百万円

ウ 名古屋駅周辺まちづくりに関する事業

東海旅客鉄道株式会社からの委託を受け、リニア中央新幹線に係る用地取得事務を行っている。

2 決算状況

平成28年度及び平成29年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第 2表及び第 3表のとおりである。

第 2表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日
平成28年度 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

科目	平成 28 年度	平成 29 年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	6,123	5,611	△ 512	91.6
② 特定資産運用益	2,132	4,291	2,159	201.3
③ 受取会費	2,225	2,275	50	102.2
④ 事業収益	23,724,516	5,207,734	△18,516,782	22.0
⑤ 受取補助金等	209,501	191,820	△17,681	91.6
⑥ 受取寄附金	10,424	10,209	△215	97.9
⑦ 雑収益	30,371	35,500	5,129	116.9
経常収益計	23,985,294	5,457,442	△18,527,852	22.8
(2) 経常費用				
① 事業費	23,188,636	4,684,547	△18,504,089	20.2
② 管理費	17,300	17,887	586	103.4
経常費用計	23,205,936	4,702,434	△18,503,502	20.3
評価損益等調整前当期経常増減額	779,358	755,007	△24,350	96.9
評価損益等	△10,601	6,892	17,493	△65.0
当期経常増減額	768,756	761,900	△6,856	99.1
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	193,103	168,447	△24,655	87.2
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	12,935	1,429	△11,506	11.0
雑損失	5,853	-	△5,853	
経常外費用計	18,788	1,429	△17,359	7.6
当期経常外増減額	174,314	167,017	△7,296	95.8
税引前当期一般正味財産増減額	943,070	928,917	△14,152	98.5
法人税、住民税及び事業税	38,335	35,404	△2,930	92.4
当期一般正味財産増減額	904,735	893,513	△11,222	98.8
一般正味財産期首残高	7,721,539	8,275,401	553,862	107.2
会計方針の変更による累積的影響額	△350,873	-	350,873	-
一般正味財産期末残高	8,275,401	9,168,915	893,513	110.8
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金	3,713	10,243	6,529	275.8
受取寄附金	11,024	10,136	△888	91.9
一般正味財産への振替額	△31,929	△29,810	2,118	93.4
当期指定正味財産増減額	△17,190	△9,430	7,760	54.9
指定正味財産期首残高	1,527,709	1,510,519	△17,190	98.9
指定正味財産期末残高	1,510,519	1,501,089	△9,430	99.4
III 正味財産期末残高	9,785,921	10,670,004	884,083	109.0

第 3表 比較貸借対照表

科目	平成 28 年度	平成 29 年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	551,708	607,096	55,387	110.0
未収入金	466,209	406,727	△59,482	87.2
有価証券	97,621	59,712	△37,909	61.2
前払費用	9,706	8,044	△1,661	82.9
土地	2,366,385	2,121,845	△244,539	89.7
その他の流動資産	1,080	1,087	6	100.6
流動資産合計	3,492,711	3,204,512	△288,198	91.7
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	10,000	10,000	－	100
投資有価証券	1,000,000	1,000,000	－	100
基本財産合計	1,010,000	1,010,000	－	100
(2) 特定資産				
建物	2,966,547	2,966,547	－	100
建物減価償却累計額	△1,303,566	△1,375,653	△72,087	105.5
建物付属設備	106,766	107,625	858	100.8
建物付属設備減価償却累計額	△77,324	△83,201	△5,877	107.6
機械装置	6,900	6,900	－	100
機械装置減価償却累計額	△6,899	△6,899	－	100
器具備品	3,751	12,017	8,266	320.3
器具備品減価償却累計額	△521	△2,299	△1,778	441.1
少額有形固定資産	339	915	576	269.6
無形固定資産	203	159	△43	78.6
退職給付引当資産	223,607	227,778	4,171	101.9
諸準備積立資産	578,000	778,000	200,000	134.6
債務償還準備積立資産	520,000	620,000	100,000	119.2
修繕積立資産	401,013	441,013	40,000	110.0
建物撤去費用積立資金	242,272	267,272	25,000	110.3
修繕費用積立資金	1,779,592	2,138,592	359,000	120.2
計画修繕資産取得資金	671,469	886,695	215,226	132.1
施設整備等積立金	41,788	41,788	－	100
なごや歴史まちづくり基金	15,089	13,975	△1,114	92.6
まちづくり基金	138,234	138,237	2	100.0
まちづくり助成資金	867	867	－	100
中川運河再生資金	11,131	11,652	521	104.7
特定資産合計	6,319,261	7,191,984	872,722	113.8

科目	平成 28 年度	平成 29 年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
(3) その他の固定資産				
土地	489,849	470,855	△18,994	96.1
建物	11,629,647	11,650,480	20,832	100.2
建物減価償却累計額	△7,063,238	△7,402,858	△339,620	104.8
建物付属設備	6,411,502	6,423,571	12,069	100.2
建物付属設備減価償却累計額	△5,667,531	△5,813,706	△146,175	102.6
構築物	428,779	422,112	△6,666	98.4
構築物減価償却累計額	△354,873	△353,254	1,619	99.5
機械装置	446,942	446,942	-	100
機械装置減価償却累計額	△383,984	△392,172	△8,187	102.1
器具備品	871,575	865,557	△6,017	99.3
器具備品減価償却累計額	△839,590	△824,843	14,746	98.2
少額有形固定資産	2,368	2,057	△311	86.9
リース資産	7,933	22,163	14,230	279.4
建設仮勘定	291	-	△291	-
電話加入権	3,436	3,436	-	100
無形固定資産	13,075	7,492	△5,582	57.3
差入敷金・保証金	42,816	42,816	-	100
営業保証金	10,000	10,000	-	100
その他の資産	8,098	8,098	-	100
投資有価証券	20,000	20,000	-	100
その他の固定資産合計	6,077,098	5,608,749	△468,348	92.3
固定資産合計	13,406,359	13,810,733	404,374	103.0
資産合計	16,899,070	17,015,246	116,175	100.7
Ⅱ 負債の部				
1 流動負債				
未払費用	290,753	318,908	28,154	109.7
未払消費税等	59,363	11,731	△47,631	19.8
未払法人税等	38,355	35,159	△3,196	91.7
前受金	158,538	154,302	△4,236	97.3
賞与引当金	88,824	90,055	1,231	101.4
預り金	82,824	44,431	△38,393	53.6
1年以内返済予定の長期借入金	749,949	619,049	△130,900	82.5
リース債務	2,589	6,327	3,737	244.3
その他の流動負債	5,576	14,862	9,285	266.5
流動負債合計	1,476,775	1,294,825	△181,949	87.7
2 固定負債				
長期借入金	3,691,196	3,072,147	△619,049	83.2
受入敷金・保証金	1,227,026	1,224,931	△2,095	99.8
退職給付引当金	223,607	227,778	4,171	101.9
リース債務	5,344	15,836	10,492	296.3
資産除去債務	489,199	509,722	20,523	104.2
固定負債合計	5,636,373	5,050,415	△585,958	89.6
負債合計	7,113,149	6,345,241	△767,907	89.2
Ⅲ 正味財産の部				
1 指定正味財産				
名古屋市出損金	1,010,000	1,010,000	-	100
寄附金	18,932	18,859	△72	99.6
補助金	465,960	457,852	△8,108	98.3
拠出金	15,626	14,377	△1,249	92.0
指定正味財産合計	1,510,519	1,501,089	△9,430	99.4
(うち基本財産への充当額)	(1,010,000)	(1,010,000)	(-)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(500,519)	(491,089)	(△9,430)	(98.1)
2 一般正味財産	8,275,401	9,168,915	893,513	110.8
(うち基本財産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(5,595,134)	(6,473,115)	(877,981)	(115.7)
正味財産合計	9,785,921	10,670,004	884,083	109.0
負債及び正味財産合計	16,899,070	17,015,246	116,175	100.7

第2 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適正な事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 労使協定に基づく時間外労働の上限の超過について

まちづくり公社では、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき締結している労使協定において、所定労働時間を超える時間外労働は1日について5時間まで、3箇月について120時間まで、1年間に360時間までとし、特別な理由がある場合にはこの上限を超えて3箇月について150時間まで時間外労働をさせることができる旨を定めている。

平成29年度の時間外労働の実績を確認したところ、当該協定で定める上限を超過している職員が散見された。また、上限の超過は特定の部署や職員に偏る傾向が見られた。

まちづくり公社では、平成30年10月に労使協定を締結し直すなどして、法令違反の状況は解消されたが、時間外労働の上限規制が新たに設けられるなど国の施策として働き方改革が推進されており、また、まちづくり公社の経営戦略計画でもワークライフバランスの確保を経営戦略目標として掲げていることから、時間外労働の縮減に向けた具体的な方策を実施されたい。

(2) 固定資産の管理について

財務会計規程において、毎事業年度に1回以上固定資産台帳と現物の照合を行わなければならない旨が定められている。

当該実施状況を確認したところ、固定資産管理システムからデータを抽出して実物確認用の固定資産台帳を作成し実施していたが、当該固定資産台帳には

数量の情報が出力されていなかった。

保有している固定資産の状況を正確に把握するため、固定資産台帳に数量を出力し、適正に照合を行われたい。

(3) 名古屋都市センターのホール使用料の徴収について

名古屋都市センターは、主にまちづくりに資する目的での利用に供しているホール（150名収容可能）を有しており、名古屋都市センターホール使用要領（以下「使用要領」という。）に基づき、ホール利用者から使用料を徴収している。使用料は法人形態により区分されており、国及び県、市等の地方公共団体並びに公益法人、特定非営利活動法人等の非営利団体が使用する場合は使用料が2割減額される旨が定められている。

ホールの利用実績を確認したところ、一般社団法人や一般財団法人が利用した際に誤って減額している事例が見受けられた。

使用要領に従い、法人形態に応じて適正に使用料を徴収されたい。

第3 住宅都市局に対する監査

まちづくり公社に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、住宅都市局所管の財務に関する事務のうち、まちづくり公社に対する事務の執行について監査を実施したが指摘すべき事項はなかった。

第4 意見

まちづくり公社では、中志段味特定土地地区画整理組合（以下「組合」という。）から運営事務を受託しているが、組合が施行する中志段味特定土地地区画整理事業については、平成28年9月の組合による資金計画の検証結果により、大幅な収支不足が発生する恐れがあることが明らかになった。

この検証結果を受け、本市は一般社団法人全日本土地地区画整理士会に原因の調査を委託し、大幅な収支不足に陥った原因は、本市、まちづくり公社、組合、それぞれが責任ある対応を行わなかった結果である、との調査結果を得た。

現在、調査結果を踏まえて、本市は組合とともに事業収支の改善に向けた対応策の検討を進めているところである。

当該事業の実施にあたっては、本市は組合の設立を認可し指導監督する立場であり、まちづくり公社は運営事務の受託者として組合運営を適切に補佐する立場であったことから、それぞれの役割を明確にしたうえで、事業再建に向けて、本市及びまちづくり公社は責任をもって諸課題の解決に取り組まれない。